

第六 役員

第二十六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- (イ) 執行委員長 一名 (ロ) 執行委員 若干名
- (ハ) 主事 一名 (ニ) 會計 一名
- (ホ) 顧問 若干名

第二十七條 執行委員長ハ執行委員會ニ於テ互選セラレ本會ヲ代表ス

第二十八條 執行委員ハ主事、會計ト共ニ執行委員會ヲ組織シテ委員長ヲ補佐ス

第二十九條 主事ハ執行委員長ヲ補ケ本會ノ事務ヲ處理ス

第三十條 會計ハ本會ノ會計事務ヲ司リ財産保管ノ責ニ任ズ

第三十一條 執行委員、主事、會計ハ何レモ大會ニ於テ選出シ其任期ハ次期大會迄トス但再選ヲ妨ケズ

第三十二條 顧問ハ執行委員會ノ決議ニヨリ囑託スルモノトス

顧問ハ執行委員會ノ諮問ニ應ジ本會ノ會勢發展ニ助力スルモノトス

第七 會計

第三十三條 本會ノ經費ハ左ノ收入ヲ以テ支辨ス

- (イ) 入會金 一名ニ付金參拾錢
- (ロ) 本部費 一名ニ付金貳拾錢

第三十四條 一旦納入シタル入會金及會費ハ如何ナル理由ニヨルモ返戻セズ

第三十五條 本會ノ收支決算ハ豫メ大會ノ承認ヲ經ルヲ要ス、又決算ハ大會ノ審査ヲ受クルコト

第八 地方聯合會及支部

第三十六條 地方聯合會ハ欠ノ要件ノ一ヲ具備スルモノトス

(イ) 一縣若クハ一國內ニ於ケル本會支部ノ聯合

第三十七條 本會直屬ノ支部トハ其附近ニ聯合スベキ支部ナク直接ニ本部ノ統制ニ屬スルモノヲ曰フ

第三十八條 支部ハ會員五十名以上ノ團體タルコトヲ要ス

第三十九條 支部及地方聯合會ノ規約ハ本部ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第四十條 本會ニ加盟セル地方労働組合ハ總ベテ支部若クハ地方聯合會ノ條項ニ準ズ

第九 労働爭議

第四十一條 支部地方聯合會又ハ加盟組合ハ其所屬會員ノ間ニ勞資爭議起ラントスル場合ハ速ニ事情ヲ具シテ本部ニ通報スルコト

本部ハ右ノ通報ヲ受ケ事態重大ト認メタルトキハ直チニ其對策ヲ講ジ適宜ノ手段ヲ執ル

第四十二條 獨斷ニ爭議ヲ起シ若クハ理由ナクシテ執行委員會ノ方針ニ反スル行爲アリタルトキハ之ヲ援助セザルコトアルベシ

第十 附則

第四十三條 本會々則ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成アルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

第四條 本會ハ日本労働總同盟ニ加盟ス

第二 目的及事業

第五條 本會ハ宣言綱領ノ貫徹ヲ期スルト共ニ組合員ノ福祉ヲ増進スルコトヲ以テ目的トス

第六條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、宣傳教育
- 二、出版
- 三、調査
- 四、法律相談

第三 加盟及脱退

第七條 總テノ鑛山労働者ハ本會々員タル資格ヲ有ス

第八條 本會ニ加盟セントスルモノハ所定ノ様式ニ從ヒ入會金及一ヶ月分以上ノ會費ヲ納ヘテ本部又ハ最寄ノ支部ニ申込ムコト

Handwritten notes and signatures at the bottom of the page, including the characters '件' and '半'.